

平成 19 年度

事業報告

財団法人国際貿易投資研究所
公正貿易センター

平成 19 年度の WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）交渉では、主な交渉項目である農業、非農産品市場アクセス、ルール交渉においては議長テキストが発出され、サービス交渉においては議長報告書が提示されるなど、交渉の進展が見られた。目下、平成 20 年末までの交渉妥結を目指して鋭意交渉が進められている。

WTO 加盟国間で起こる通商問題を解決する重要な制度である「紛争解決手続」では、WTO 発足以降 13 年間で 300 件以上の紛争案件の解決に寄与してきている。公正貿易センターでは、この紛争案件に関するパネル（小委員会）及び上級委員会の審理内容を分析・調査するパネル・上級委員会報告書の研究において、直近の個別紛争案件のパネル及び上級委員会報告書と勧告等に関する分析と評価を行い、今後の通商政策遂行への情報提供等を行った。

ドーハ・ラウンドのルール交渉の重要な交渉項目の一つであるアンチ・ダンピング（AD）協定の改定については、我が国政府はアンチ・ダンピング措置発動の規律強化を求める加盟国の「AD フレンズ・グループ」のリーダーとして交渉してきた。公正貿易センターでは、具体的な改定条文案が我が国の企業にもたらす影響や貿易救済措置を発動する場合の立場も考慮しながら、研究会を開催して産業界実務経験者も交えた意見交換・分析等を行い、我が国の交渉に資するよう取り組んだ。

知的財産権保護については、途上国、とりわけ中国における模倣品、海賊版などの取締まり態勢には依然問題が多く、我が国企業にとっては極めて重要な問題である。公正貿易センターでは、TRIPS 研究会を開催し、ドーハ・ラウンドでも途上国サイドの中心的役割を担っているブラジルの知的財産権関連法令の TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）整合性調査、拡散する模倣品・海賊版の問題に対する我が国主導の新しい取組である ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）についても研究を行い、知的財産権保護に係る対策等の研究を行った。

公正貿易センターでは、途上国の行政官を対象とした WTO 関連の研修プログラムを JICA（国際協力機構）から 4 コース受託して実施した。JICA からは高い評価を受け、今後の研修プログラムの拡充と実施に関して協力要請を受けている。

WTO を補完するものとして、我が国も二国間・地域との経済連携協定（EPA）の交渉を行ってきた。すでに、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイとは締結済であり、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、とは署名済である。また東南アジア諸国連合（ASEAN）とは大筋合意済となり、更に湾岸協力会議（GCC）、インド、ベトナム、豪州、

スイスとは交渉開始している。韓国とは 2004 年 11 月から交渉が中断していたが、韓国が新政権となり近々交渉が再開される見通しとなっている。公正貿易センターでは、こうした動向に注目してセミナー等を開催した。

競争法の分野では、欧米において競争法の運用が強化され、我が国企業への影響が懸念された。我が国では 2006 年 1 月から課徴金の引き上げ、減免制度（リーニエンシー）の導入など独占禁止法改正が施行され、企業活動への影響が注視された。公正貿易センターでは、こうした状況を踏まえ、欧米における動向、また本年 8 月から施行される中国独占禁止法についてもセミナー等で適宜情報提供を行った。

上記の状況等を踏まえ、平成 19 年度に実施した事業内容は以下の通りである。

I. 調査研究事業

我が国の主要貿易、投資相手国による不公正な貿易慣行、法制、政策及び WTO 紛争解決手続等に関して学界、実業界、法曹界等の有識者を委員に委託し、経済産業省を始め関係者の協力を得て以下の研究会、委員会等を組織し、調査研究を行なうとともに事務局にて各種通商問題の情報収集とその取りまとめを行った。

(1) WTO パネル・上級委員会報告書の研究

本委員会は 17 年間継続して、WTO パネル・上級委員会に付託された加盟国間の通商に関わる紛争につき研究を行ってきた。平成 19 年度は 2006 年から 2007 年にかけて WTO 紛争解決機関で採択されたパネル報告及び上級委員会報告書を中心に、その分析・評価を行い、調査報告書を作成した。

主査 早稲田大学大学院法務研究科 清水章雄 教授

副主査 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 12 名

(2) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）に関する研究【特許庁請負事業】

TRIPS 協定が直面する課題の検討、TRIPS 協定の見直し問題、加盟国法令レビューなどの調査・研究を行い、各国の知的財産関連法令の TRIPS 協定整合性分析調査として平成 19 年度はブラジルについて分析調査を行った。

委員長 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 相澤英孝 教授

委員 17 名 委員会開催 5 回

(3) アンチ・ダンピング協定改定問題研究会／実務者グループ会合【競輪補助事業】

WTO ドーハ・ラウンド交渉におけるアンチ・ダンピング協定改定の取り扱い状況の把握と我が国の対応策、アンチ・ダンピング措置発動状況と問題点、企業の受けている影響と対応策等につき、産業界実務経験者も交えた研究会で

分析及び検討を行った。

座長 東京大学大学院総合文化研究科 小寺 彰 教授

委員 11名 委員会開催3回

(4) 通商政策検討委員会【競輪補助事業】

WTO ドーハ・ラウンド交渉を始め我が国の通商政策の今後の課題と展望について有識者との意見交換を通して検討した。

座長 KM インターナショナル・アソシエイツ 松本 健 代表取締役

委員 5名 委員会開催4回

(5) 我が国貿易救済措置の整備に関する研究会【競輪補助事業】

我が国においてはアンチ・ダンピング措置等の貿易救済措置の調査やその発動の件数が極めて限られていることから、関連の法令・ガイドライン又は運用が必ずしも整備されているとは言えない。本研究会では、問題があると思われるいくつかの点について、学識経験者による検討を行い、調査当局に対して今後の指針を提供した。

座長 上智大学法学部 川瀬剛志 教授

委員 8名 委員会開催3回

(6) 中国の通商・知的財産権問題及び独占禁止法等整備に関する研究

日本企業の関心が高い中国の通商・知的財産権問題及び独占禁止法等整備について中国及び我が国の専門家の意見を基に調査・分析して報告書を作成した。

(7) 主要貿易相手国における不公正貿易政策の研究

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置小委員会では、米国、EU、中国、韓国、台湾、ASEAN 等、我が国の主要貿易相手国の不公正な貿易政策や措置の撤廃、改善を促す為に、当該国の政策・措置を、WTO ルールとの整合性の観点から分析がなされており、公正貿易センターからは松本研究主幹が委員として議論に参画するとともに、アンチ・ダンピングに関する情報の提供を行った。その成果は、経済産業省から『2008年版 不公正貿易報告書』として一般に公表された。

(8) 法律問題調査【競輪補助事業】

通商問題に関連した米国議会・行政府・業界団体の動向、EUの貿易ルールに関する情報収集・分析、投資を含む国際経済ルールに関する調査を内外の調査機関に委託した。米国・EU・WTOにおいて特に日本に影響を与える貿易制限措置や通商関係の問題について、欧米の通商法専門の法律事務所に調査を委託した。いずれも詳細な報告・助言を得た。

II. 情報及び資料の収集提供事業

(1) 主要国の特殊関税制度及びその他の通商法の制度と運用に関する情報、資料の収集整備と提供（資料や文献の多くのものは競輪の補助金により入手した。）

① 次の資料をインターネット等により定期的に入手した。

米国	・官報（Federal Register） ・International Trade Report ・Inside US Trade
EU	・官報（Official Journal EC）
Canada	・官報（Canada Gazette）
Australia	・Australian Customs Notices
中国	・商務部官報

② 主要国の通商法規及び WTO に関する文献、論文等を収集、整備した。

③ 主要国の通商法の運用につき、関係官庁、内外の学者、弁護士、会員企業、団体と活発に情報及び資料の交換を行なった。その活動を通じて内外の情報ネットワークの一層の整備に努めた。

④ インターネットの積極的活用を図り、ホームページ、電子メールによるタイムリーな情報の提供を目指し、当センターの活動内容・成果の発信、セミナーの案内、海外の通商関連情報の発信・提供等に努めた。

(2) 海外調査の実施

平成 19 年度は下記の海外調査を行なった。

① 出張者 松下満雄東京大学名誉教授、当センター 岩本所長【貿易研修センター支援プロジェクト】

出張先 マレーシア（クアラルンプール）

期間 平成 19 年 4 月 22 日～4 月 26 日

目的 Asian WTO Research Network 会議に出席

② 出張者 松下満雄東京大学名誉教授、当センター 岩本所長【貿易研修センター支援プロジェクト】

出張先 マカオ

期間 平成 19 年 11 月 22 日～11 月 25 日

目的 Asian WTO Research Network 会議に出席

③ 出張者 当センター 岩本所長【競輪補助事業】

出張先 中国（上海、北京）

期間 平成 20 年 1 月 23 日～1 月 26 日

目的 中国の通商政策及びアンチ・ダンピング調査に関する現地調査。

④出張者 当センター 岩本所長【競輪補助事業】

出張先 米国（ワシントン、ニューヨーク）

期間 平成20年2月10日～2月16日

目的 米国の通商政策及びWTOラウンド交渉への対応に関する現地調査

⑤出張者 当センター 岩本所長【競輪補助事業】

出張先 欧州（ジュネーブ、パリ、ロンドン、ブリュッセル）

期間 平成20年3月18日～3月26日

目的 WTO事務局及び弁護士事務所からの情報収集

III. 啓発普及活動

(1) セミナーの開催

①競輪補助事業

- ・米国、欧州関係で、
「米国通商政策セミナー」「欧州競争法を巡る最近の動向」「米国通商法の最新事情」のテーマで3回開催
- ・アジア関連で、
「アジアにおける国際仲裁制度利用の有用性」のテーマで1回開催

②貿易研修センターとの共催事業

- ・米国、欧州関係で、
「欧米カルテル執行に関する最新動向」「EUの競争法に関するリスク管理についての最新動向」「米国の通商政策の最新動向」のテーマで3回開催
- ・中国関連で、
「中国の産業基盤の整備と金型産業の実態」「中国独占禁止法の解説」のテーマで2回開催
- ・その他貿易・投資等関連で、
「WTO紛争解決システムの12年」「競争法の域外適用に関する最近の動向」「ベトナムの投資法及び競争法と、日本の投資家へのアドバイス」のテーマで3回開催

③法律事務所との共催

<Clifford Chance 法律事務所>

- ・米国、欧州関係で、
「米国訴訟において日本企業が直面するリスク」のテーマで1回開催
- ・中国関連で、

「中国との貿易や投資等における紛争の解決・予防に関する日本企業の為の実務ガイド」のテーマで1回開催

<WilmerHale 法律事務所>

- ・その他貿易・投資等関連で、「国際的カルテル調査にどう対処すべきか」のテーマで1回開催

合計 15回のセミナーを開催した。

(2) 対日アンチ・ダンピング情報の発行

WTO で認められている貿易救済制度として最も利用されているアンチ・ダンピング制度に関し、米国、EU、カナダ、オーストラリア、中国の官報並びに経済産業省の情報等により当センターが把握した、全世界各国の日本製品へのアンチ・ダンピング調査・措置情報を取り纏めた「対日アンチ・ダンピング情報」を毎月発行し、会員に提供した。

(3) WTO 研修の実施

JICA(国際協力機構)から、途上国行政官を対象とする研修事業を受託し実施した。

- ①研修名 : APEC 地域国際貿易のための実践的アプローチ
期間 : 平成 19 年 11 月 19 日～11 月 30 日
対象国 : インドネシア、タイ、ベトナム、ペルー (からの行政官 6 名)
- ②研修名 : WTO 加盟支援 アルジェリア
期間 : 平成 19 年 12 月 3 日～12 月 14 日
対象国 : アルジェリア (からの行政官 7 名)
- ③研修名 : WTO 協定・紛争解決了解の運用
期間 : 平成 20 年 1 月 29 日～2 月 8 日
対象国 : 中国、モンゴル、ミャンマー、タイ、タジキスタン、ベトナム、セルビア、チュニジア、ウクライナ、リビヤ (からの行政官 11 名)
- ④研修名 : 中南米地域 WTO 協定の履行支援
期間 : 平成 20 年 2 月 18 日～2 月 29 日
対象国 : アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、ペルー、ウルグアイ (からの行政官 10 名)

IV. 相談・助言事業

対日アンチ・ダンピング調査案件及び措置等について会員企業、団体等にその対応策について助言した。その他、産業界のみならず学界、法曹界、マスコミ等から

のアンチ・ダンピング問題、通商問題に関する問い合わせ及び情報・資料提供要請に対して十分に対応した。

各国の法令、アンチ・ダンピング手続への対応、個別製品の現行アンチ・ダンピング税率、法律事務所の情報、主要貿易相手国の官報、当センター報告書、内外の文献等に対する問い合わせに応じた。中国の WTO 加盟に伴う法令の変更や中国との貿易、投資、知的財産権に関する案件が急速に増加した為、関連する制度・運用に関する問い合わせ、相談が前年度に引き続き多かった。また日本のアンチ・ダンピング調査手続やセーフガード措置に関する問い合わせにも十分に対応した。